

# 環境整備課からお知らせ

## ○騒音について

事業活動や生産活動に伴って発生し、広範囲に影響を及ぼす騒音については、法律や条例で規制する対象となります。

一方、生活騒音は人の活動にもなって発生するものですから、なくすことはできません。

また、生活騒音は、基準値より騒音レベルが低ければ解決するというものではありません。

みなさんが普段使っている身の回りのものも、もしかしたら騒音の発生源となり、近隣のかたに迷惑をかけているかもしれません。

一人ひとりが普段から心がけて、必要以上の音を出さないように注意することが大切です。

【騒音トラブルをなくすポイント】

- ・ 時間帯に配慮しましょう
- ・ 音は小さくする工夫をし

ましょう

- ・ 音が外にもれない様に工夫をしましょう
- ・ ご近所とおつきあいを大切にしましょう

## ○油・断・快適！下水道下水道に油を流さないで！

キッチンから流れた油は、下水道管のつまりや悪臭の原因となります。

また、鍋や食器に付いた油污は、洗う前にふき取りましょう。

この行動が川や海の良好な水環境につながります。

## ○下水道に異物を流さないで！

下水道にはトイレなどからの汚水と水に溶けるトイレトペーパー以外の異物（オムツ、下着、砂利など）を流すことが出来ません。

町の下水道管は急峻な地



▲ポンプに詰まったゴム手袋などの異物

形であるため、下水道管の中の汚水が傾斜で流れている場所ばかりではなく、マンホール内のポンプにより流している場所が他市町に比べ多くあります。

このため、下水道に異物を流すと、ポンプが詰まって故障し、マンホールから汚水があふれるなどの大きな事故の原因となります。

町では、ポンプの定期的な点検と緊急時の対応などの維持管理を計画的に行っていますが、安心して下水道を使っていたり、ご理解をお願いいたします。

# 環境整備課からののお知らせ

## ○10月1日は「浄化槽の日」

浄化槽の正しい使い方、国は、合併処理浄化槽の普及促進および浄化槽法の周知徹底を通じて、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資することを目的に、10月1日を

浄化槽の日と定めています。浄化槽内は微生物の働きで汚水を分解・浄化することから微生物が働きやすい環境にするために、つぎの点に注意して浄化槽を正しく使いましょう。

- ・ 台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さないようにしましょう
- ・ 洗濯では洗剤、漂白剤は適量を使いましょう
- ・ トイレではトイレトペーパー以外の異物を流さないようにしましょう
- ・ 浄化槽に空気を送るブローの電源を切ってしまうと、微生物が死滅してしまうため、電源は切らないようにしましょう

・ 浄化槽のマンホールの上に車両や物を置いてしまうと保守点検や清掃に支障をきたすので、置かないようにしましょう

## ○公共下水道への接続・合併処理浄化槽への転換のお願い

町の公共下水道は、宅地内のトイレ、風呂場、台所などから公共下水ますまでの排水設備を自己負担で整備し、接続する必要があります。また、浄化槽区域では町管理型合併処理浄化槽への転換を推進し、公共下水道と同様に自己負担での排水設備整備と合併浄化槽への接続をしていただきます。

公共下水道や合併処理浄化槽へ接続がお済みでない方は、河川の水質保全や公衆衛生の向上のため、速やかに接続をお願いいたします。

※問い合わせは、環境整備課 ☎83-12367